

# 行田市被災建築物 応急危険度判定業務マニュアル

令和2年1月策定

行田市都市整備部建築開発課

# 目次

まえがき

## 震前対策編

1 震前マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 震後対策編

1 実施本部業務マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

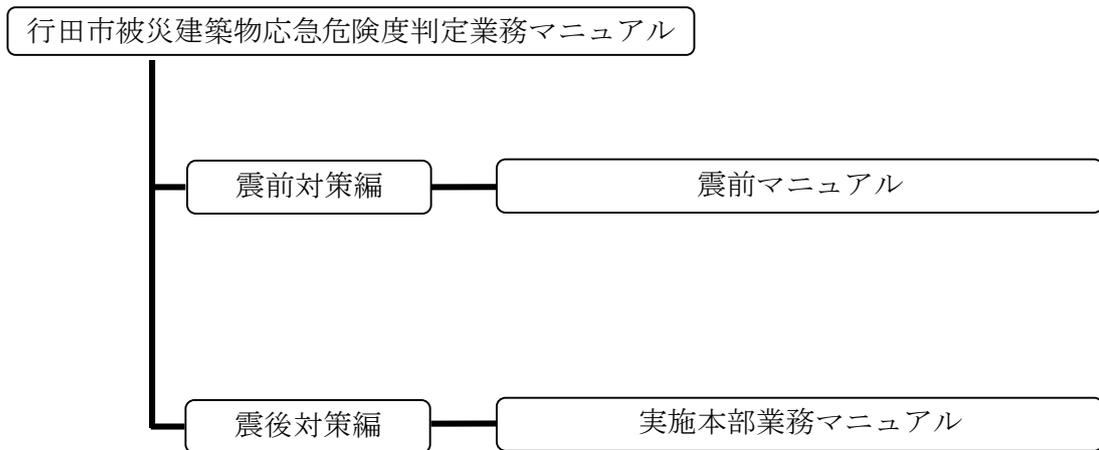
用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

情報伝達様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

# 行田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

## まえがき

行田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下、本業務マニュアル）は、応急危険度判定に携わる者全てが円滑、的確、迅速な判定実施を願うことから、行田市及び市内で活動する被災建築物応急危険度判定士それぞれの役割、及び行動についてマニュアルとして記載したものであり、以下のように構成されている。



なお、本業務マニュアルは、埼玉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び行田市被災建築物応急危険度判定要綱に基づき作成しており、本業務マニュアルに記載のないものについては、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び埼玉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを参照することとする。

令和2年1月



# 震 前 对 策 編



# 1 震前マニュアル



## 第1 目的

このマニュアルは、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、判定に関する計画の作成、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の参集方法、判定資機材の備蓄等あらかじめ震前に、行田市（以下「市」という。）が準備すべき基本的事項について定めるものである。

## 第2 実施体制の確立

1 市は、行田市被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）設置のための想定震度（職員の参集震度等）をあらかじめ想定する。

2 震前実施計画の作成

災害時に円滑な判定活動が行なえるよう、あらかじめ市は震前実施計画を作成する。なお、(4)から(10)までについては、(3)の判定実施区域ごとに定めるものとする。

(1) 実施本部体制

実施本部は、以下に掲げる者によって構成されるため、あらかじめ実施本部体制名簿を作成する。なお、実施本部員の緊急連絡先を把握しておくものとし、実施本部員に異動があった場合は直ちに名簿を更新する。

（実施本部業務マニュアル第3の実施本部体制表を参照のこと）

- ・実施本部長
- ・判定計画班員 2～6人
- ・判定支援班員 3～10人
- ・後方支援班員 2～6人

実施本部体制名簿を作成し、必要数を把握しておく。ただし、必要人数を確保できる見込みがない場合は、県と事前に協議する。

(2) オペレーションタイプ

本マニュアルでは、実施本部業務マニュアル第5第1項に規定するオペレーションタイプAを基本としているが、他のオペレーションタイプの選択あるいは他のオペレーションタイプとの組み合わせにより判定を実施する想定がある場合は、実情に合わせ計画する。

(3) 判定実施区域及び判定拠点、優先順位

市は、地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等被害の大きいと予想される地域をあらかじめ要判定区域と

して想定するなど、判定実施のため、判定実施区域及び判定拠点、優先順位などの必要な事項について定める。

また、(6) から (9) までの必要判定士数等の、判定実施に必要な人員（対応可能人員）を算定し、そこから実現可能な判定実施区域を想定する。

さらに、被災建築物の棟数の予想では、被害想定のほか、建築物の確認申請台帳等を参考に、市内の地区ごとに、全建築物数の把握をした上で旧耐震基準（昭和56年5月以前に建てられた建築物）の建築物数を把握しておくことに努める。

また、都市計画基礎調査等の資料を参考にして、要判定区域（又は判定実施区域）ごとの地盤及び建築物の構造種別、建築年度分類等による地域の特性を把握しておくことに努める。

#### (4) 対象となる建築物の用途規模

対象となる建築物の用途規模は、基本的には戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎（以下「住宅」という。）を対象としているが、住宅以外の木造、鉄骨造（S造）、鉄筋（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の通常構法の建築物も対象にできる。ただし、建築物の高さは10階程度以下とする。建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、早期に建築士による調査を実施するように要請する。

#### (5) 判定実施期間

震前実施計画上の判定実施期間は、10日間とする。

#### (6) 必要判定士数

(3)で想定した判定実施区域をもとに判定棟数を把握し、必要判定士数を算定する。

オペレーションタイプAを基本とし、震前実施計画上は判定士2名で1つのチームを編成し、判定棟数は15棟／チーム・日、個々の判定士の稼働日数を連続して3日間とする。ただし、判定実施区域の状況により1日あたりの棟数を低減する必要がある場合には、区域の実情に応じた判定棟数を設定し算定する。

#### (7) 必要判定コーディネーター数

(6)と同様に必要判定コーディネーター数を算定する。

必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）に1人かつ各判定拠点に原則1人以上配置するよう算定する。

#### (8) 地元判定士数

地元判定士数（行政職員・民間判定士共に実際に判定活動ができる人数）を把握し

ておく。(6)で算定した必要判定士数と地元判定士数から、不足する判定士数を把握しておく。支援要請をする際に備え、あらかじめこの不足分を県へ伝達し、情報を共有する。

(9) 地元判定コーディネーター数

(8)と同様に地元判定コーディネーター数を把握しておく。(7)で算定した必要コーディネーター数と地元判定コーディネーター数から、不足するコーディネーター数を把握しておく。支援要請をする際に備え、あらかじめこの不足分を事前に県へ伝達し、情報を共有する。

(10) 判定コーディネーターの配置

地元判定コーディネーターの名簿を作成し、判定実施区域から作成した判定街区マップ((11)判定資機材参照のこと)をもとに配置計画を立てる。

(11) 判定資機材

- ① 判定資機材の備蓄状況、必要となる数を把握し、準備する。不足する場合は事前に県に伝達し、情報を共有する。
- ② 想定される判定資機材の輸送方法を計画し、県からの輸送方法も想定しておく。
- ③ 判定街区マップを事前に作成する。1チームが1日に判定できる棟数を基準とし、チームごとの判定実施区域を分ける。

### 第3 判定士受入体制等の確立

市は、あらかじめ他自治体等からの応援判定士の受け入れを想定して、以下の体制整備を行う。

- 1 応援判定士のための宿泊施設を確保するための準備を行う。
- 2 応援判定士の1次参集場所までの移手段等について、利用できる道路網・交通機関を予測して、要請にあたりすみやかに情報提供できるよう準備する。
- 3 1次参集場所から、判定拠点までの応援判定士の移送について、あらかじめ移送手段及び移送主体を計画する。
- 4 受け入れる応援判定士の人数に応じて、判定拠点から判定実施区域への移動に使用する自動車、自転車等を確保するための準備を行う。

### 第4 判定士等への情報連絡システムの確立

市は、実施本部が判定実施の決定後、直ちに判定士等に参集要請するなど、判定活動を

早急に開始できる体制整備が求められるため、県が養成した応急危険度判定士名簿のうち、市の名簿の提供を受け、判定士等への情報連絡の方法について確立する。判定コーディネーター及び実施本部員についても同様である。

#### 1 震災後における情報連絡システム等の確立

災害時における情報伝達をスムーズに行うため、市は、建築関係団体支部別、地元判定士の代表別、平日・休日（夜間）別等によるネットワークを構築するなど、効率的でかつ実効性のある情報伝達システムを確立する。

この場合、市から判定士等への要請及び判定士等からの市への諾否回答は、同一ルートにより行ない、判定活動に参加する判定士等の参集人数の取りまとめは、市により行うことを原則とする。

#### 2 建築関係団体への協力要請

彩の国既存建築物地震対策協議会の会員である建築士会、建築士事務所協会等の地域の建築関係団体に対して、県と協力し、緊急時の連絡網の整備についての協力要請を事前に行う。

### 第5 判定技術の向上

市は、県及び彩の国既存建築物地震対策協議会等と協力して、判定技術の維持、向上のため、定期的に行われる判定技術等に関する講習会・訓練等の受講を判定士に働きかける。

### 第6 判定資機材の備蓄

市は、県と協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

### 第7 情報伝達の準備

市は、全国協議会で定めた応援要請のための要請書の記入方法等を震災時に使用できるよう準備する。

### 第8 判定制度のPR

市は、県と協力し、判定に関し多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ住民の理解に努める。

## 第9 その他の体制整備

市の判定所管部局（建築開発課）は、防災所管部局（防災安全課）と連携しながら、判定が迅速かつ確実に実施できるよう、また判定終了後においても必要な体制整備を行う。

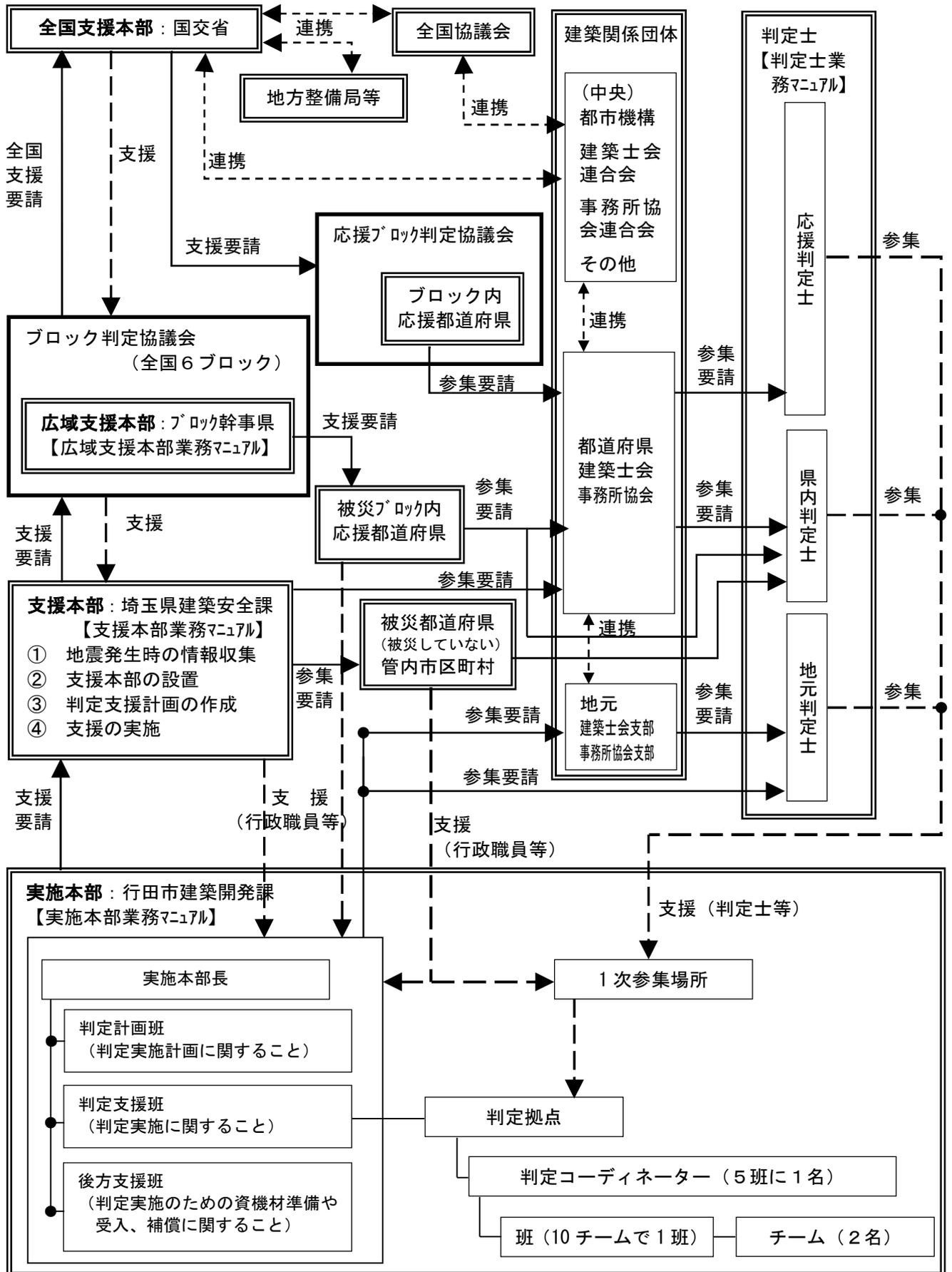
なお、応援要請の方法、応援受け入れ体制並びに費用の負担等について、防災所管部局等と確認しておくよう努める。

また、費用負担については、全国マニュアル第3編3.4「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」を参照。



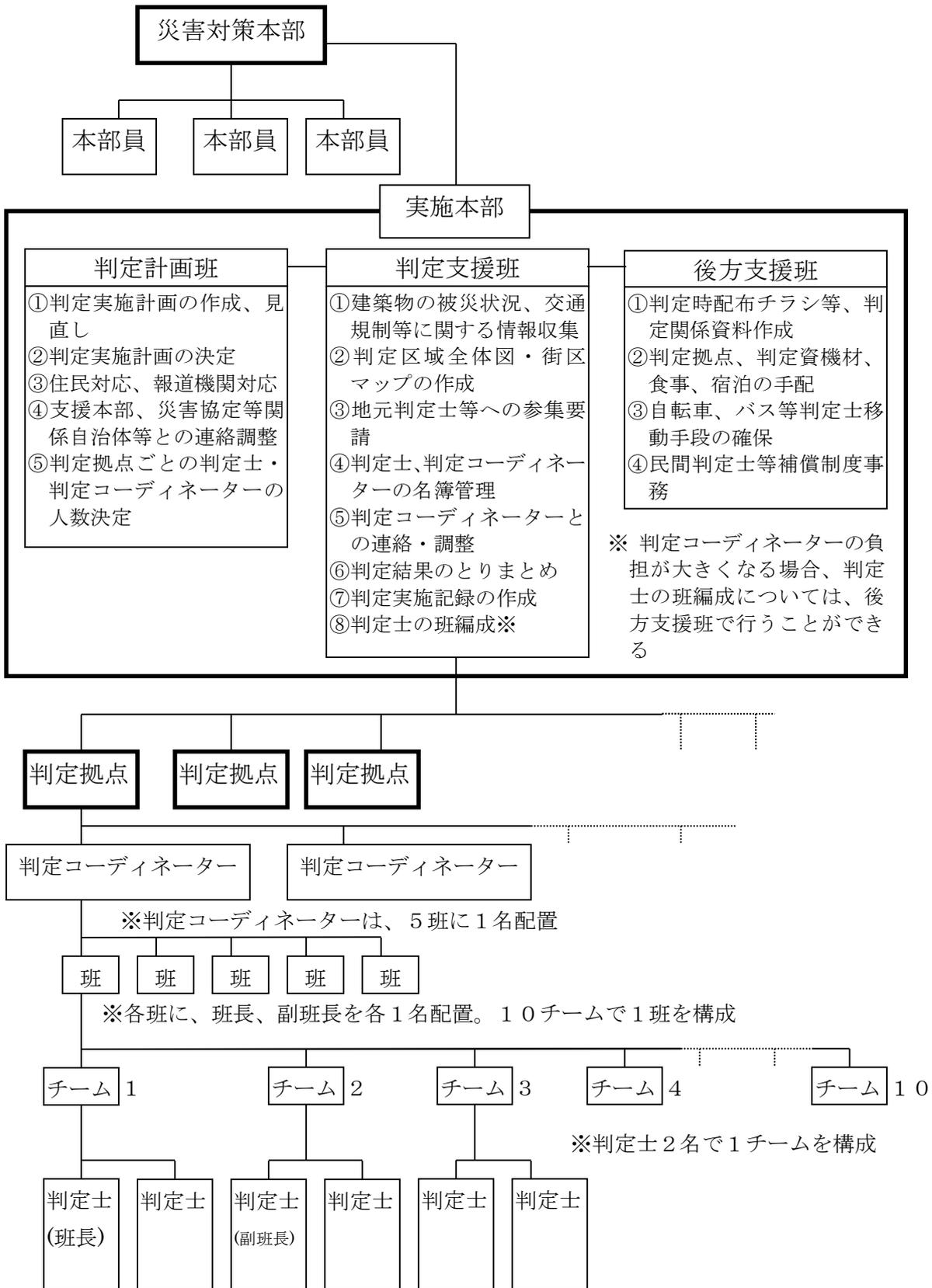
# 震 後 対 策 編

# 判定実施体制



# 1 実施本部業務マニュアル

# 実施本部組織図



## 第1 目的

- 1 このマニュアルは、行田市（以下「市」という。）において地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。
- 2 このマニュアルは、各業務マニュアルの震後対策編の一部として、市に設けられる被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の業務について定めるものであり、他に作成される震前対策編のマニュアルと相互に補完し用いられることを前提としている。

## 第2 実施本部の設置

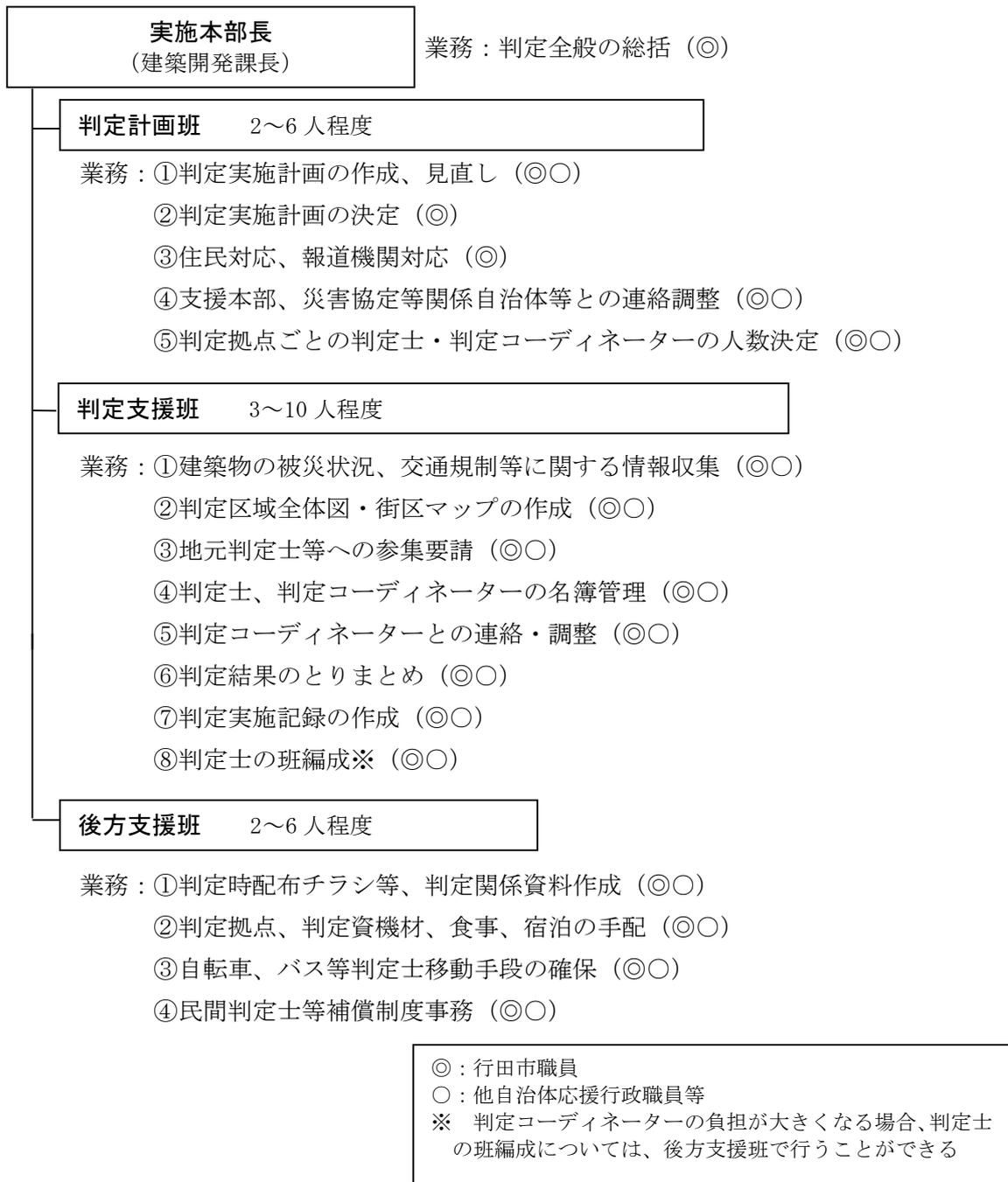
- 1 市の所管課長（建築開発課長）は、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、埼玉県建築安全課（以下「支援本部」という。）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 実施本部の業務は以下の通りである。
  - ① 地震発生時の情報収集
  - ② 判定実施要否の判断（第3による）
  - ③ 判定実施計画の策定（第5による）
  - ④ 実施本部体制の整備（第3による）
  - ⑤ 地元判定士等への参集要請（第7による）
  - ⑥ 判定士等の輸送、宿泊所の手配等（第10による）
  - ⑦ 判定結果の報告及びその活用（第15による）
  - ⑧ 実施本部業務の終了（第17による）

## 第3 判定実施要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた実施本部長（建築開発課長）の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。

4 実施本部長は、判定を実施するにあたって、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要な人員を配置する。ただし、実施本部員が不足する等やむをえない場合は、後方支援班については、実施本部内に設けず、支援本部に設けることもできる。

○実施本部体制表



#### 第4 要判定区域、判定実施区域等の検討、決定

実施本部（判定計画班）は、以下の項目について検討、決定をし、その内容をすみやかに支援本部に連絡する。

- 1 実施本部は、被害情報等をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域（以下「要判定区域」という。）を設定した上で、当該区域内の推定判定対象棟数から必要な判定士数、判定コーディネーター数を算出する。

#### 第5 判定実施計画の策定

- 1 実施本部（判定計画班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

① オペレーションタイプ（タイプAを標準とする）

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

② 判定実施区域及び判定拠点、優先順位

③ 対象となる建築物の用途規模

④ 判定実施期間（10日間を目安とする）

⑤ 必要判定士数

⑥ 地元判定士数・応援判定士数

⑦ 必要判定コーディネーター数

⑧ 地元判定コーディネーター数・応援判定コーディネーター数

⑨ 判定コーディネーターの配置計画

⑩ 判定資機材の数量

⑪ その他

- 2 第1項の③から⑩までについては、判定実施区域ごとに定める。

判定士等				
判定士			判定コーディネーター	
地元判定士	応援判定士		地元判定コーディネーター	応援判定コーディネーター
実施本部員				
行田市職員			応援行政職員等	

## 第6 支援本部への支援要請

- 1 実施本部長は、必要に応じて支援本部長に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣、判定資機材等の支援要請を行う。

なお、知事会、姉妹都市等の災害協定等に基づく応援職員の派遣を受ける場合は、独自の指示系統に基づく判定実施によって全体の判定実施計画との齟齬をきたし、混乱を招きかねないことから、原則実施本部員に充てることとする。また、これらの応援職員の派遣を受けた場合は、その支援内容について支援本部に連絡する。

- 2 実施本部（判定計画班）は、支援内容、支援開始時期等について支援本部へすみやかに連絡を行う。

## 第7 地元判定士等への参集要請

実施本部（判定支援班）は、地元判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。

## 第8 判定資機材の手配

実施本部（後方支援班）は、判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。

## 第9 判定コーディネーター及び判定士の配置

- 1 実施本部（判定支援班）は、判定実施計画に基づき判定コーディネーターを配置する。
- 2 実施本部（判定支援班）は、判定実施区域における必要な判定人数に応じた判定士を配置する。
- 3 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに班を編成させる。

## 第10 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 実施本部（後方支援班）は、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。
- 2 実施本部（後方支援班）は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。
- 3 実施本部（判定計画班）は、第1項及び第2項に関する情報を取りまとめ、実施本部（後方支援班）だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。

### 第11 判定士等の受入れ・名簿作成、帰還

1 実施本部（判定支援班）は、参集した判定士等の受入れを行い、民間・行政の区分がわかるよう名簿を作成する。

なお、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。

2 実施本部（判定支援班）は、前項により要請した支援内容に対する不足が認められた場合には、その内容について速やかに支援本部に連絡し、追加の支援を要請する。

3 実施本部（判定支援班）は、第1項の名簿及び保険加入手続きに必要な情報などについて支援本部に連絡する。

4 実施本部（判定支援班）は、支援本部から派遣された応援判定士等を、支援本部と調整のうえ次により帰還させる。

① 用意した輸送手段により帰還させる応援判定士の確認

② 実施本部で用意した判定資機材の回収

### 第12 判定調査方法等のガイダンス

実施本部（判定支援班）は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを、判定コーディネーターに行わせる。

### 第13 判定業務の開始

実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

### 第14 判定業務の中止

1 実施本部（判定計画班）は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。なお、中止の判断は、支援本部または判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。

2 実施本部（判定計画班）は、判定業務の中止を判断したときは、支援本部にすみやかに報告するものとする。

### 第15 判定結果の報告及びその活用

1 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結

果をとりまとめ、災害対策本部、支援本部へ報告する。

なお、実施本部（判定計画班）は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。

- 2 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

## 第16 住民への対応

- 1 実施本部（判定計画班）は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、制度の内容や判定の実施状況等について広報する。
- 2 実施本部（判定計画班）は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

## 第17 実施本部業務の終了

- 1 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とする。
- 2 実施本部（判定支援班）は、判定結果の最終集計や資料の整理を行う。
- 3 実施本部（判定計画班）は、最終集計された判定結果を、災害対策本部及び支援本部へ報告する。
- 4 実施本部長は、最終集計された判定結果を所管課（建築開発課）へ引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

## 第18 実施本部解散後の対応

- 1 所管課（建築開発課）は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。
- 2 所管課（建築開発課）は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。
- 3 判定結果等の関連資料等の保管は、所管課（建築開発課）が行うものとする。
- 4 所管課（建築開発課）は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心がける。

# 用 語



本業務マニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

《ア行》

#### ○応援市町村

被災した市町村へ支援を行う市町村を略して「応援市町村」という。

県内で被害がなかった市町村において、県（支援本部）からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う市町村または、事前の災害協定等により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う市町村をいう。

#### ○応援都道府県

被災した都道府県への支援を行う都道府県を略して、「応援都道府県」という。

被災地の都道府県（支援本部）または、国土交通省からの支援要請により判定士、コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う都道府県または、事前の災害協定により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う都道府県をいう。

#### ○応援行政職員

実施本部が設置された市町村以外の市町村、及び他都道府県の行政職員で、実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

#### ○応援判定士

実施本部が設置された市町村以外の市町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。

#### ○応援判定コーディネーター

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

#### ○応援判定士等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

## ○応援本部（震後）

広域支援本部以外で、被災を受けた都道府県に対し支援を行う都道府県をいう。

《カ行》

## ○各地方整備局等

国土交通省の以下の地方支分部局を総称して「各地方整備局等」という。

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務所

## ○行政職員

都道府県および市町村の職員を「行政職員」という。

保険加入のために民間の判定士と区分するために考慮している。

## ○建築関連団体

建築関連団体は、彩の国既存建築物地震対策協議会に参加する県及び市町村以外の団体をいう。2018年4月現在、次の11団体が参加。

(一社)埼玉建築士会	(一社)埼玉県建築士事務所協会
(一社)埼玉建築設計監理協会	(一財)埼玉県建築安全協会
(一社)埼玉県建設業協会	(公財)埼玉県住宅センター
埼玉土建一般労働組合	建設埼玉
埼玉県住まいづくり協議会	(一財)さいたま住宅検査センター
(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部埼玉サテライト(J S C A埼玉)	

## ○広域支援本部

被災建築物応急危険度判定広域支援本部を略して「広域支援本部」という。

支援本部からの要請によりブロック幹事県に設置され、ブロック協議会内の被災していない都道府県の支援の取りまとめを行う。

## ○広域支援本部長

被災建築物応急危険度判定広域支援本部長を略して「広域支援本部長」という。

広域支援本部が設置されたときに、ブロック幹事県の判定所管課長をあてる。

《サ行》

#### ○災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第23条第1項に基づき設置されたものをいう。

#### ○災害対策本部長等

市区町村災害対策本部長等を略して単に「災害対策本部長等」という。

「災害対策本部長等」とは、市町村における災害対策本部長及び災害対策本部が設置されるまでの間における市町村長をいう。

#### ○埼玉県応急危険度判定体制整備計画

平成19年度に、埼玉県地震被害想定調査における建築物の被害予測に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成などの整備計画を策定した。

#### ○埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

埼玉県における被災建築物応急危険度判定士の認定要件、登録等を規定している。

平成7年12月15日施行。認定の要件として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士（埼玉県内に在住又は在勤する者に限る。）又はその他知事の認めた者で要綱に定める講習会を修了した者又は他の都道府県における同様の講習会を修了した者としている。

#### ○彩の国既存建築物地震対策協議会

平成10年1月埼玉県、埼玉県内の市町村及び建築関連団体を会員に、現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上及び被災建築物応急危険度判定体制の整備等、建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に設立され、被災建築物応急危険度判定実施に係るネットワークの構築等の事業を行っている。

#### ○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、県に設置される本部をいう。

## ○支援本部長

被災建築物応急危険度判定支援本部長を略して単に「支援本部長」という。

「支援本部長」とは、判定の実施を支援するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に支援本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

## ○震前支援計画

災害時の実施本部における円滑な応急危険度判定活動実施を支援するため、各市町村が策定した震前判定計画をもとに、各市町村に対する支援内容についてあらかじめ取り纏めた計画をいう。

## ○震前判定計画

災害時に円滑な応急危険度判定活動が行なえるよう、実施体制、実施区域、対象建物数・用途、実施期間、判定士数、判定資機材及び支援要請が必要な場合の受け入れ体制などについて、あらかじめ各市町村の判定主管課において策定する計画をいう。

## ○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、市町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために市町村に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

## ○実施本部員

実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制が考えられる。(実施本部業務マニュアル第3解説参照)

## ○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。

「実施本部長」とは、判定を実施するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に実施本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

## ○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。

## ○地元判定士

実施本部が設置された市区町村に在住・在勤する判定士をいう。

## ○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

## ○10都県被災建築物応急危険度判定協議会

北海道及び東北地方の県を除く東日本の10都県で構成される。

大規模地震が発生し、被災建築物応急危険度判定の必要が生じた場合の相互支援計画等の連絡調整を行っている。

## ○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

## ○全国支援本部

複数の県で甚大な被害が発生するなど、1つのブロックだけでは対応できない場合に全国的な支援のため国土交通省に設置される「応急危険度判定全国支援本部」の略。

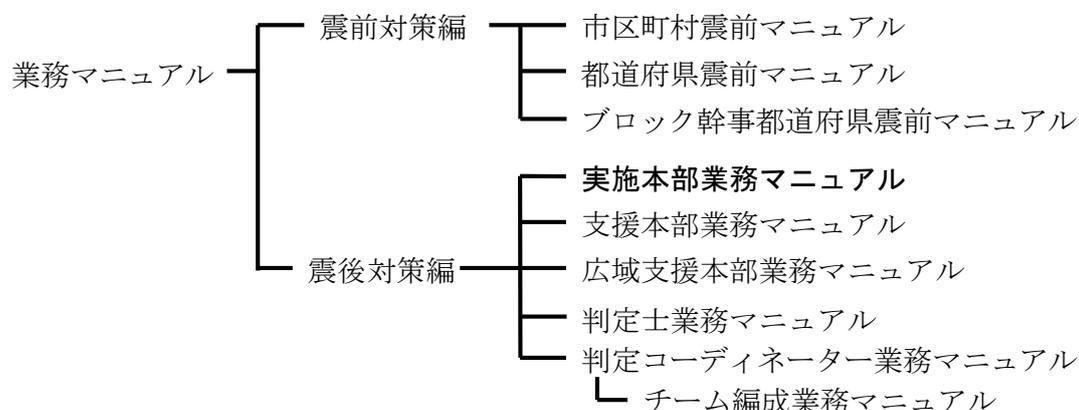
## ○全国マニュアル

全国被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを略して単に「全国マニュアル」という。

「全国マニュアル」は、全国要綱により各都道府県が策定することが定められた、被

災建築物の判定を実施するために策定されたマニュアルである。全国マニュアルを参考として、各都道府県においてその実情に合わせた各マニュアルが策定されることを前提として策定されている。

全国マニュアルは、以下により構成される。



## ○全国要綱

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定要綱を略して単に「全国要綱」という。

「全国要綱」とは、平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された。

《タ行》

## ○地域防災計画等

地域防災計画、あるいは震災予防条例等をいう。

## ○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

## ○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

《ハ行》

## ○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

## ○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者

## ○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

## ○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。

## ○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

## ○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアル

## ○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

埼玉県では、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱により、建築士又はその他知事が認めた者で知事の指定する講習会等を終了し、知事の認定を受けた者としている。

## ○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

## ○判定支援計画

各実施本部からの支援要請に基づき支援本部長が策定する、実施本部に対する支援内容を取り纏めた計画をいう。この計画をもとに各実施本部、応援市町村、建築関連団体との調整、及びブロック幹事県への支援要請を実施する。（参照：支援本部マニュアル第5及び第6）

## ○判定資機材

判定調査表、判定ステッカー、下げ振り、クラックスケール等、全国マニュアル第4編「標準判定資機材一覧表」に定められた判定に使用する資機材。

## ○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され被災建築物の判定を実施することをいう。

## ○判定実施オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは次の2タイプがある。

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心とした判定の実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

## ○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市町村における判定実施の計画。

※参照：実施本部業務マニュアル第5

### ○被災宅地危険度判定

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

### ○被災宅地判定実施本部

宅地危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

### ○被災度区分判定

被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。

当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

### ○ブロック協議会

地震による大規模災害時の広域的支援に備え、地域毎に設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

埼玉県は、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の構成員である。

### ○ブロック幹事県

支援本部だけでは対応できずブロック協議会内の他の都道府県の支援が必要となった場合に、ブロック協議会の窓口として取りまとめを行う都道府県をいう。

各ブロック協議会により、代表幹事や応援主幹などと呼んでいる。

10都県被災建築物応急危険度判定協議会では、各年度の会長である都県がブロック幹事県を担当し、会長都県が被災等に対応出来ない場合、副会長である都県が担当する。

《マ行》

### ○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることできる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

### ○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した。

詳細は、被災建築物応急危険度判定必携（2018年6月）第3編「補償制度関係」を参照。

#### ○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略。

詳細は、被災建築物応急危険度判定必携（2018年6月）第3編「補償制度関係」を参照。

《ラ行》

#### ○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査（被害認定調査）は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

《その他》

○ この業務マニュアルに定めのないものは、本業務マニュアル及び全国マニュアルの定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。

# 情報伝達様式



## 情報伝達様式の一覧

様式番号	様式名	関係箇所	備考
様式 1	建築物被災状況及び判定実施本部の設置有無について	実施本部マニュアル 第 3 第 3 項	支援本部への実施本部設置 判定実施要否連絡に使用
様式 2	応急危険度判定実施計画書	実施本部マニュアル 第 5	判定実施計画検討・策定時 に使用
様式 3	応急危険度判定支援要請書	実施本部マニュアル 第 6	支援本部への支援要請時に 使用
参考 様式 1	被災建築物応急危険度判定 調査結果入力表 <sup>※1</sup>	実施本部マニュアル 第 1 5	判定結果集計時に使用
参考 様式 2	被災建築物応急危険度判定 集計表 <sup>※1</sup>	同上	判定結果集計時に使用
(様式 3)	被災建築物応急危険度民間 判定士等名簿 <sup>※2</sup>	実施本部マニュアル 第 1 1	他都道府県からの判定士等 の派遣がない時に使用
(様式 5)	訓練活動及び判定活動状況 通知書 <sup>※2</sup>	実施本部マニュアル 第 1 7	判定実施後に県を經由して 全国協議会へ提出
参考 様式 4	応急危険度判定支援計画書	埼玉県建築物応急危険度判定業務マニ ュアル支援本部マニュアル第 5 第 1 項	判定支援計画検討・策定時 に使用
参考 様式 5	応急危険度判定支援計画書 (総括表)	埼玉県建築物応急危険度判定業務マニ ュアル支援本部マニュアル第 5 第 1 項	判定支援計画検討・策定時 に使用
参考 様式 6	応急危険度判定支援回答書	埼玉県建築物応急危険度判定業務マニ ュアル支援本部マニュアル第 5 第 3 項	支援本部から実施本部へ支 援内容を回答する際に使用
参考 様式 7	応急危険度判定支援 要請・回答書 <sup>※1</sup>	埼玉県建築物応急危険度判定業務マニ ュアル支援本部マニュアル第 7	県内無被害市町村・ブロッ ク幹事都県への支援要請・ 回答時に使用
参考 (様式 4)	被災建築物応急危険度民間 判定士等名簿 <sup>※2</sup>	埼玉県建築物応急危険度判定業務マニ ュアル支援本部マニュアル第 8 第 1 項	他都道府県からの判定士等 派遣がある時に使用

※1 2018 年度版被災建築物応急危険度判定必携 第 6 編 判定活動実施に係る様式等から引用

※2 2018 年度版被災建築物応急危険度判定必携 第 3 編 補償制度関係 全国被災建築物応急危険度民間  
判定士等補償制度事務マニュアルから引用



[行田市]

被災建築物応急危険度判定 第\_\_報

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分

埼玉県都市整備部建築安全課長 様

\_\_\_\_行田市\_\_\_\_ 被災建築物応急危険度判定担当課長

地震による建築物被災状況及び判定実施本部の設置有無について

\_\_\_\_月\_\_\_\_日に発生した地震により、下記のとおり管内で被災が発生した模様です。

\_\_\_\_行田市\_\_\_\_ は（下記のとおり対応します・以下の理由で対応できません）。

（理由：\_\_\_\_\_）

記

1 観測震度 最大震度 \_\_\_\_（弱・強）

2 被災状況 市内の（広範囲にわたり・一部地域において）、  
建築物に（甚大な・相当数の・中程度の・軽微な）被害が発生。

（具体的な被災エリア及び状況等）

3 対応方針 判定実施本部を（設置済・設置予定・する方向で検討中・設置しない）  
⇒実施本部設置（予定）日時（\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分）

●発信者 担当課・係名 \_\_\_\_建築開発課 建築指導担当\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

●連絡先 所在地：職場・自宅・その他（\_\_\_\_\_）  
TEL： \_\_\_\_048-550-1551\_\_\_\_\_  
FAX： \_\_\_\_048-553-4544\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

●その他 \_\_\_\_\_  
k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp



行田市

応急危険度判定実施計画書

年 月 日 時 分作成 第 版

実施本部 設置場所	行田市役所	担当課	建築開発課		本部長		
		担当係	建築指導担当		担当者		
		電話	048-550-1551		FAX	048-553-4544	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)		
		<input type="checkbox"/> その他 ( )					
判定期間	日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
参集場所	判定士						
	判定コーディネーター						
	実施本部長						
判定実施区域 /判定拠点名 /対象棟数							
判定拠点連絡先							
判定拠点への移動手段・ルート							
判定対象 建築物	主用途						
	対象棟数計 (累計)						
必要チーム数	(15棟/チームで算定)						
判定士数	必要数(2名/チーム)						
	内、地元判定士数						
	内、支援要請人数						
班数	(1班10チーム)						
判定コーディネーター数(100名/1拠点1名以上)	必要数						
	内、地元判定コーディネーター数						
	内、支援要請人数						
民間判定士等補償制度適用の有無							
実施本部長数	必要数						
	内、自職員数						
	内、支援要請数						
判定調査表	木造(実施棟数×100%)						
	RC造(実施棟数×20%~)						
	鉄骨造(実施棟数×20%~)						
ステッカー	危険(赤)(60%)						
	要注意(黄)(40%)						
	調査済(緑)(40%)						
ヘルメット用シール (実働判定士数分)							
腕章 (実施期間内の最大判定士数)							
下げ振り (実施期間内の最大チーム数)							
クラックスケール (実施期間内の最大チーム数)							
ガムテープ 25m/巻(ステッカー30枚/巻想定)							
バインダー (実施期間内の最大チーム数)							
コンベックス (実施期間内の最大チーム数)							
食料 (1食/日・名)	必要数						
	内、用意可能数(500食)						
	内、支援要請数						
宿泊先	必要数						
	内、用意可能人数						
	内、支援要請数						
特記事項							

行田市

応急危険度判定実施計画書

年 月 日 時 分作成 第 版

実施本部 設置場所	行田市役所	担当課	建築開発課		本部長		
		担当係	建築指導担当		担当者		
		電話	048-550-1551		FAX	048-553-4544	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)		
		<input type="checkbox"/> その他 ( )					
判定期間	日間	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
参集場所	判定士						
	判定コーディネーター						
	実施本部長						
判定実施区域 /判定拠点名 /対象棟数							
判定拠点連絡先							
判定拠点への移動手段・ルート							
判定対象 建築物	主用途						
	対象棟数計 (累計)						
必要チーム数	(15棟/チームで算定)						
判定士数	必要数(2名/チーム)						
	内、地元判定士数						
	内、支援要請人数						
班数	(1班10チーム)						
判定コーディネーター数(100名/1拠点1名以上)	必要数						
	内、地元判定コーディネーター数						
	内、支援要請人数						
民間判定士等補償制度適用の有無							
実施本部長数	必要数						
	内、自職員数						
	内、支援要請数						
判定調査表	木造(実施棟数×100%)						
	RC造(実施棟数×20%~)						
	鉄骨造(実施棟数×20%~)						
ステッカー	危険(赤)(60%)						
	要注意(黄)(40%)						
	調査済(緑)(40%)						
ヘルメット用シール (実働判定士数分)							
腕章 (実施期間内の最大判定士数)							
下げ振り (実施期間内の最大チーム数)							
クラックスケール (実施期間内の最大チーム数)							
ガムテープ 25m/巻(ステッカー30枚/巻想定)							
バインダー (実施期間内の最大チーム数)							
コンベックス (実施期間内の最大チーム数)							
食料 (1食/日・名)	必要数						
	内、用意可能数(500食)						
	内、支援要請数						
宿泊先	必要数						
	内、用意可能人数						
	内、支援要請数						
特記事項							

行田市

応急危険度判定支援要請書

埼玉県被災建築物応急危険度判定支援本部長 様

行田市被災建築物応急危険度判定実施本部長

行田市は、 年 月 日 時 分に発生した地震により、約棟の建物が被災した模様です。  
 そのため、災害対策本部内に判定実施本部を設置し、応急危険度判定を 月 日から 月 日まで実施する予定です。  
 つきましては、以下のとおり支援を要請します。

年 月 日 時 分 発信 第 版

実施本部 設置場所	行田市役所	担当課	建築開発課		本部長		
		担当係	建築指導担当		担当者		
		電話	048-550-1551		FAX	048-553-4544	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)		
		<input type="checkbox"/> その他 ( )					
判定期間	日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
参集日時							
参集場所	判定士						
	判定コーディネーター						
	応援実施本部員						
参集場所への移動手段・ルート							
要請判定士数							
要請コーディネーター数							
民間判定士等補償制度適用の有無							
要請実施本部員数							
判定調査表	木造						
	RC造						
	鉄骨造						
ステッカー	危険(赤)						
	要注意(黄)						
	調査済(緑)						
ヘルメット用シール							
腕章							
下げ振り							
クラックスケール							
ガムテープ							
バインダー							
コンベックス							
食料(3食/日)	支援要請数						
宿泊先	支援要請数						
特記事項 (資機材・食料の受入場所を右欄に記入) (判定士の宿泊場所等が全部または一部が確保済の場合は、その宿泊先・人数等を右欄に記入)							

年 月 日 時 分 発信 第 版

実施本部 設置場所	行田市役所	担当課	建築開発課		本部長		
		担当係	建築指導担当		担当者		
		電話	048-550-1551	FAX	048-553-4544		
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)		
		<input type="checkbox"/> その他 ( )					
判定期間	日間	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
参集日時							
参集場所	判定士						
	判定コーディネーター						
	応援実施本部員						
参集場所への移動手段・ルート							
要請判定士数							0名
要請コーディネーター数							0名
民間判定士等補償制度適用の有無							
要請実施本部員数							0名
判定調査表	木造						0枚
	RC造						0枚
	鉄骨造						0枚
ステッカー	危険(赤)						0枚
	要注意(黄)						0枚
	調査済(緑)						0枚
ヘルメット用シール							0枚
腕章							0本
下げ振り							0個
クラックスケール							0個
ガムテープ							0巻
バインダー							0枚
コンベックス							0個
食料(3食/日)	支援要請数						0食
宿泊先	支援要請数						0人
特記事項 (資機材・食料の受入場所を右欄に記入) (判定士の宿泊場所等が全部または一部が 確保済の場合は、その宿泊先・人数等を右欄 に記入)							

### 応急危険度判定集計表

#### 第1 フォーマット作成の目的

判定調査結果のスムーズな集計作業が行えるように統一化した入力様式を作成するとともに、集計結果の報告や記者発表等に使用できる帳票の出力を可能とすることにより、実施本部業務の効率化を図る。

#### 第2 フォーマット作成の考え方

パソコンを使用して集計作業を行うことを前提とし、汎用ソフトを利用して作成する。

##### (1) 入力表【入力様式】

入力項目は、判定調査表の項目についてできるだけ入力できるような様式とする。ただし、実際の入力作業にあたっては、集計表の出力に必要な最低限の項目の入力のみでも対応できるようにする。また、単純な数式及び関数で可能な範囲において、自動で項目入力されるように工夫する。

最低限の入力項目：「用途」・「構造種別」・「調査1」・「2判定」・「3判定」・「総合判定」

##### (2) 集計表【出力帳票】

統一様式の集計表として作成するものは、「行政間の報告」・「記者発表」に利用目的を限定した項目の出力とし、その他の出力帳票については各利用団体が必要に応じて作成することとする。

#### 第3 フォーマットの追加

集計フォーマットをベースに判定士名簿フォーマットなどの追加を行うことにより、応援判定士の受け入れや補償制度適用時の通知などの手続きが効率化されることも考えられるので、今後の検討を要する。



### 被災建築物応急危険度判定集計表

1 判定実施累計 : 0 件 ( 調査率 : - % )

2 実施対象建築物数 : 件

#### 3 判定建築物概要

##### ◆用途別判定結果

用途	調査件数	調査済	要注意	危険
1 戸建て専用住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
2 長屋住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
3 共同住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
4 併用住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
5 店舗	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
6 事務所	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
7 旅館・ホテル	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
8 庁舎等公共施設	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
9 病院・診療所	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
10 保育所	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
11 工場	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
12 倉庫	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
13 学校	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
14 体育館	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
15 劇場、遊戯場等	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
16 その他	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
判定累計	0 件	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )
木造	0 件	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )
鉄骨造	0 件	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )
RC・SRC造	0 件	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )	0 件 ( 0.0 % )



被災建築物応急危険度判定集計表の見方

1 判定実施累計 : 0 件 ( 調査率 : - % )

2 実施対象建築物数 : 件

「実施対象建築物数」に対する「判定実施累計」の割合。

3 判定建築物概要

判定実施計画の建築物数を入力する。当然、計画の変更があった場合は変更する。

◆用途別判定結果

用途	調査件数	調査済	要注意	危険
1 戸建て専用住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
2 長屋住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
3 共同住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
4 併用住宅	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
5 店舗	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
6 事務所	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
7 旅館・ホテル	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
8 庁舎等公共施設	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
9 病院・診療所	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
10 保育所	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
11 工場	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
12 倉庫	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
13 学校	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
14 体育館	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
15 劇場、遊戯場等	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
16 その他	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			
判定累計	0 件 ( 0.0 % )			
木造	0 件 ( 0.0 % )			
鉄骨造	0 件 ( 0.0 % )			
RC・SRC造	0 件 ( 0.0 % )			

分母は項目最後の「判定累計」。

分母は左の「調査件数」。

分母は項目最後の「木造・判定累計」。

分母は左の「木造・調査件数」。

※ 集計表は、用途別・構造別に判定結果を見る(横に見る)ように作成している。従って、例えば「判定実施累計の内、木造・戸建専用住宅の調査済が何%か？」というように縦に見ることは適していない。

(様式3)

整理番号	
------	--

被災建築物応急危険度民間判定士等名簿

(地方公共団体名：行田市)

判定・訓練活動の期間	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで		
集合場所			
確認日時	令和 年 月 日 時	確認者氏名	

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな -----			ふりがな -----	
2		-----			-----	
3		-----			-----	
4		-----			-----	
5		-----			-----	
6		-----			-----	
7		-----			-----	
8		-----			-----	
9		-----			-----	
10		-----			-----	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。( / )

(様式5)

訓練活動及び判定活動状況通知書 (その1)

令和 年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中  
(埼玉県経由)

地方公共団体名 行田市

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる訓練活動及び判定活動について別添のとおり、民間判定士等の名簿を添えて通知します。

記

通知の内容	令和 年 月 活動分		
整理番号	訓練・判定の種別	活動の実施機関	活動人数
1	訓練・判定	H . . ~ H . .	
2	訓練・判定	H . . ~ H . .	
3	訓練・判定	H . . ~ H . .	
計	訓練： 回	判定： 回	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	行田市都市整備部建築 開発課 048-550-1551
---------------	--	---------------	-----------------------------------

(注) 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む  
必ず(様式3)または(様式4)を添付し、上記の整理番号と合わせること。

〇〇市に対する応急危険度判定支援計画書

1 判定士等

応援を行う機関名	A市	B市	C市	D府	建築士会	計
一次参加場所						
一次参加場所までの移動手段						
一次参加場所までの移動ルート						
派遣先 (実施本部又は判定拠点名)						
実施本部等までの移動手段						
実施本部等までの移動ルート						
1 日目 ( 日)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
応援判定士数 (内、公務員数)						
応援判定コーディネーター数(内、公務員数)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実施本部応援要員数						
宿泊者数						
2 日目 ( 日)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
応援判定士数 (内、公務員数)						
応援判定コーディネーター数(内、公務員数)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実施本部応援要員数						
宿泊者数						
3 日目 ( 日)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
応援判定士数 (内、公務員数)						
応援判定コーディネーター数(内、公務員数)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実施本部応援要員数						
宿泊者数						
4 日目 ( 日)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
応援判定士数 (内、公務員数)						
応援判定コーディネーター数(内、公務員数)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実施本部応援要員数						
宿泊者数						

2 資機材

応援を行う機関名		△△県	D府			計	
支援本部までの輸送	手段						
	ルート						
実施本部までの輸送	手段						
	ルート						
1日目 (日)	調査表	木造					
		RC造					
	ステッカー	鉄骨造					
		危険					
		要注意					
		調査済					
	バインダー						
	ガムテープ						
	腕章						
	ヘルメットシール						
2日目 (日)	調査表	木造					
		RC造					
	ステッカー	鉄骨造					
		危険					
		要注意					
		調査済					
	バインダー						
	ガムテープ						
	腕章						
	ヘルメットシール						

3 宿泊場所

1日目 ( 日)	必要人数	実 施 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数	人
	支 援 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数		
2日目 ( 日)	必要人数	実 施 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数	人
	支 援 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数		
3日目 ( 日)	必要人数	実 施 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数	人
	支 援 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数		
4日目 ( 日)	必要人数	実 施 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数	人
	支 援 本 部 確 保 施 設 名 及 び 収 容 人 数		

4 食料

		朝食	昼食	夕食
1日目 ( 日)	必要数量	食	食	食
	実施本部調達数量 支援本部 調達数量 調達方法 配送場所	食	食	食
2日目 ( 日)	必要数量	食	食	食
	実施本部調達数量 支援本部 調達数量 調達方法 配送場所	食	食	食
3日目 ( 日)	必要数量	食	食	食
	実施本部調達数量 支援本部 調達数量 調達方法 配送場所	食	食	食
4日目 ( 日)	必要数量	食	食	食
	実施本部調達数量 支援本部 調達数量 調達方法 配送場所	食	食	食

応急危険度判定支援計画書（総括表）

△△県

1 判定士等（ 日 目、 月 日）

実施本部名		応援を行う機関名							計
		A市	B市	C市	D府	建築士会			
〇〇市	応援判定士数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	応援判定コーディネーター数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施本部応援要員数 宿泊者数								
〇△市	応援判定士数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	応援判定コーディネーター数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施本部応援要員数 宿泊者数								
〇×市	応援判定士数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	応援判定コーディネーター数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施本部応援要員数 宿泊者数								
・ ・ 町	応援判定士数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	応援判定コーディネーター数（内、公務員数）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	実施本部応援要員数 宿泊者数								

2 資機材 ( 日目、 月 日 )

実施本部名		応援を行う機関名		△△県	D 府				計
〇〇市	調査表	木造	R C造						
			鉄骨造						
	ステッカー	危険	危険						
			要注意						
			調査済						
	バインダー								
	ガムテープ								
	腕章								
	ヘルメットシール								
〇△市	調査表	木造	R C造						
			鉄骨造						
	ステッカー	危険	危険						
			要注意						
			調査済						
	バインダー								
	ガムテープ								
	腕章								
	ヘルメットシール								

実施本部名	応援を行う機関名		△△県	D 府			計
○×市	調査表	木造					
		R C造 鉄骨造 危険 要注意 調査済					
	ステッカー	バインダー					
		ガムテープ					
	腕章						
	ヘルメットシール						
・・・町	調査表	木造					
		R C造 鉄骨造 危険 要注意 調査済					
	ステッカー	バインダー					
		ガムテープ					
	腕章						
	ヘルメットシール						

3 宿泊場所

実施本部名		△△県	D府				計
〇〇市	必要全人数	人	人	人	人	人	人
	実施本部確保施設名 及び収容人数						
	支援本部確保施設名 及び収容人数						
〇△市	必要全人数	人	人	人	人	人	人
	実施本部確保施設名 及び収容人数						
	支援本部確保施設名 及び収容人数						
〇×市	必要全人数	人	人	人	人	人	人
	実施本部確保施設名 及び収容人数						
	支援本部確保施設名 及び収容人数						
・・町	必要全人数	人	人	人	人	人	人
	実施本部確保施設名 及び収容人数						
	支援本部確保施設名 及び収容人数						

4 食料 ( 朝食 ・ 昼食 ・ 夕食 ) (いづれかに○をつける)

実施本部名		△△県	D府				計
○○市	必要数量	食	食	食	食	食	食
	実施本部調達数量						
	支援本部 調達数量 調達方法 配送場所						
○△市	必要数量	食	食	食	食	食	食
	実施本部調達数量						
	支援本部 調達数量 調達方法 配送場所						
○×市	必要数量	食	食	食	食	食	食
	実施本部調達数量						
	支援本部 調達数量 調達方法 配送場所						
・ ・ 町	必要数量	食	食	食	食	食	食
	実施本部調達数量						
	支援本部 調達数量 調達方法 配送場所						

宛先：行田市

応急危険度判定支援回答書

行田市被災建築物応急危険度判定実施本部長 様

埼玉県被災建築物応急危険度判定支援本部長

年 月 日 時 分 発信第 版により貴市町村から支援要請のあった被災建築物応急危険度判定の実施については、次のとおり支援することが可能となりましたので、回答します。

年 月 日 時 分 発信 第 版

判定期間	日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
参集場所への移動手段・ルート							
支援可能判定士数							
	内、県内行政判定士						
	内、県内民間判定士						
	内、他県行政判定士						
	内、他県民間判定士						
支援可能コーディネーター数							
	内、県内行政判定コーディネーター						
	内、県内民間判定コーディネーター						
	内、他県行政判定コーディネーター						
	内、他県民間判定コーディネーター						
民間判定士等補償制度適用の有無							
支援可能実施本部要員数							
	内、県内市町村職員						
	内、他都道府県職員等						
判定調査表	木造						
	RC造						
	鉄骨造						
ステッカー	危険(赤)						
	要注意(黄)						
	調査済(緑)						
ヘルメット用シール							
腕章							
下げ振り							
クラックスケール							
ガムテープ							
バインダー							
コンベックス							
食料	支援可能数(食)						
判定資機材・食料の調達元・輸送手段・輸送者							
宿泊先 確保先 /収容人数							
	支援可能人数計						
宿泊先への輸送手段							
特記事項							

		年 月 日 時 分 発信 第 版					
判定期間	日間	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
参集場所への移動手段・ルート							
支援可能判定士数							
	内、県内行政判定士						
	内、県内民間判定士						
	内、他県行政判定士						
	内、他県民間判定士						
支援可能コーディネーター数							
	内、県内行政判定コーディネーター						
	内、県内民間判定コーディネーター						
	内、他県行政判定コーディネーター						
	内、他県民間判定コーディネーター						
民間判定士等補償制度適用の有無							
支援可能実施本部要員数							
	内、県内市町村職員						
	内、他都道府県職員等						
判定調査表	木造						
	RC造						
	鉄骨造						
ステッカー	危険(赤)						
	要注意(黄)						
	調査済(緑)						
ヘルメット用シール							
腕章							
下げ振り							
クラックスケール							
ガムテープ							
バインダー							
コンベックス							
食料	支援可能数(食)						
判定資機材・食料の調達元・輸送手段・輸送者							
宿泊先 確保先 /収容人数							
	支援可能人数計						
宿泊先への輸送手段							
特記事項							

## 応急危険度判定 支援 要請・回答書

要請・回答書番号

判定実施予定

から

まで

(要 請 書)

(回 答 書)

発信日時: <input type="text"/> 記入者: <input type="text"/> (会員名・氏名)				発信日時: <input type="text"/> 記入者: <input type="text"/> (会員名・氏名)									
要請先: <input type="text"/>				回答先: <input type="text"/>									
<p>応急危険度判定支援要請の連絡です。</p> <p><input type="text"/> では <input type="text"/> に 発生した地震により、<input type="text"/> の建物が被害が出ている 模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施本部(支援本部)を設け、応急危険度 判定を <input type="text"/> から <input type="text"/> まで実施する予定 です。つきましては、以下の支援をお願いします。</p>				<p>応急危険度判定支援回答の連絡です。</p> <p><input type="text"/> から</p> <p><input type="text"/> に以下の支援が可能です。</p>									
要請判定士		<input type="text"/>		派遣判定士		<input type="text"/>							
宿 泊 手 配	派遣側	<input type="text"/>		宿 泊 手 配	派遣側	<input type="text"/>							
	依頼側	<input type="text"/>			依頼側	<input type="text"/>							
昼 食 準 備	派遣側	<input type="text"/>		昼 食 準 備	派遣側	<input type="text"/>							
	依頼側	<input type="text"/>			依頼側	<input type="text"/>							
判定調査表	木造	<input type="text"/> 百枚	RC	<input type="text"/> 百枚	S造	<input type="text"/> 百枚							
ステッカー	危険	<input type="text"/> 百枚	要注意	<input type="text"/> 百枚	調査済	<input type="text"/> 百枚							
参 集	①	場 所	<input type="text"/>					①	派遣 人数	この参集場所に <input type="text"/> 人派遣可能です。			
		時 間	<input type="text"/>	TEL	<input type="text"/>	<input type="text"/>				備考:	<input type="text"/>		
	②	場 所	<input type="text"/>					②	派遣 人数	この参集場所に <input type="text"/> 人派遣可能です。			
		時 間	<input type="text"/>	TEL	<input type="text"/>	<input type="text"/>				備考:	<input type="text"/>		
	③	場 所	<input type="text"/>					③	派遣 人数	この参集場所に <input type="text"/> 人派遣可能です。			
		時 間	<input type="text"/>	TEL	<input type="text"/>	<input type="text"/>				備考:	<input type="text"/>		
宿泊先	依頼側	<input type="text"/>					宿泊先	派遣側	<input type="text"/>				
移動手段													
移動ルート													
備 考:													

**全国被災建築物応急危険度判定協議会**

メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ずつけてください。

